

1 市民の方の相談・通告

虐待かも…

と思ったら、 相談・通告をお願いします。

「子どもが泣き叫ぶ声とともに親の怒鳴り声が聞こえる」「やけどやあざが多い」「不自然な時間に出歩いている」「季節に合わない服装をしている、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である」など虐待ではないかと思ったときは、柏崎市子育て支援課や児童相談所に相談・通告してください。

相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助につながる大切な行為です。

通告した人が特定されないように、法律によって秘密は守られます。

●虐待の疑いも

相談や通告をしましょう。

子どもへの虐待は家庭の中で行われます。「虐待かな？」あるいは「もしかしたら虐待でないかもしれない、間違いかも？」といった虐待の疑いでもかまいません。（児童虐待防止法第6条）

●通告者の匿名性は守られます。

通告者が誰であるか公表されることはありません。匿名でもかまいません。（児童虐待防止法第7条）

●虐待通告は

守秘義務違反になりません。

学校や保育所、医療機関等、個人ではなく機関自体にも通告義務が設けられました。虐待の場合は、児童・生徒あるいは患者等個人情報の守秘義務のある者が通告したとしても、罰せられることはありません。（児童虐待防止法第5条第6条）

●提供された個人情報を守られます。

相談・通告された情報は、支援方針等を検討するため関係機関間で共有しますが、知り得た情報は、法律により守秘義務が課せられています。（児童福祉法第25条の5）

もしかして虐待？ と思ったら…



通報

激しい暴力を目撃するなど命の危険がある場合はすぐに通報を！

柏崎警察署
0257-21-0110

相談・通告

相談・通告するときは、**分かる範囲で結構**ですので、次の点をお伝えください

- ・子どもの名前、住所、何歳くらいか
- ・虐待だと思った、虐待の疑いを持った状況
 - いつどこで
 - 何を見たのか、何が聞こえたのか
 - 誰からされていたか
 - 今の子どもの様子

など

子育て支援課

0257-47-7786

※土日祝日、年末年始及び
夜間時間外は、柏崎市役所
(0257-23-5111)
へ連絡してください。

※ただし、緊急の場合は、柏崎警察署あるいは長岡児童相談所へ連絡してください。

長岡児童相談所

0258-35-8500

又は 189